

自賠証備付けが構造上困難な自動車に係る自賠証の電子化

背景

- 自賠法上、事故時の確認等のため、自動車を運行するためには自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書(以下「自賠証」)の備付けが必要(自賠法第8条)。
- しかし、構造上、自賠証を備え付けることが困難な小型モビリティ(電動キックボード等)はその都度携行が必要で、自賠証の備付義務違反が懸念される(特に個人所有のもの)。

措置の概要

- 書面の保存義務等の履行を電磁的方法により行うことを認める「e-文書法」に基づく省令を新たに制定。
- 自賠証を備え付けることが構造上困難であると認められる自動車については、自賠証の画像データ等をスマートフォン等の端末に保存して携行することにより、備付義務(自賠法第8条)及び提示義務(自賠法第85条第1項)を履行できることとする。
※ 電磁的方法により行うことも「できる」規定であり、引き続き書面の備付・提示により行うことも可

スケジュール(予定)

令和4年12月～5年1月 パブリックコメント

令和5年2月末 : 公布

周知期間

6月1日 : 施行

